

山梨県公報

第二千三百四十二号

平成二十五年

八月一日

木曜日

目次

告示

道路の区域変更……………五二七

道路の供用開始(三件)……………五二七

公告

特定非営利活動法人の定款変更の認証申請……………五二八

社会福祉士及び介護福祉士法に基づく登録特定行為事業者の登録……………五二八

土地改良区役員の就任……………五二〇

土地改良区役員の退任及び就任……………五二一

教育委員会

山梨県立甲府工業高等学校専攻科入学者募集定員……………五二二

人事委員会

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示……………五二三

平成二十五年山梨県民間企業等職務経験者職員採用試験の実施について……………五二三

告示

山梨県告示第二百六十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成二十五年八月二十二日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年八月一日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 大月上野原線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
上野原市野田尻字山崎九二番の八地先から 上野原市野田尻字山崎九七一番の一地先まで	七・〇	五・六	一七・五	二七九・二
	二三・六	一七・五		
	二七九・二			

山梨県告示第二百六十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延道路課において、この告示の日から平成二十五年八月二十二日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年八月一日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	富士川身延線	南巨摩郡南部町内船字船戸富士川左岸堤防敷地先から南巨摩郡南部町内船字船久保三七五〇番の一地先まで	二二四・〇	平成二十五年八月一日

山梨県告示第二百六十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十五年八月二十二日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年八月一日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	甲府山梨線	甲府市上積翠寺町字平石一〇〇 三番の一地先から 甲府市上積翠寺町字矢崎八七九 番の一地先まで	一六〇・〇	平成二十五年八月一日

山梨県告示第二百六十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十五年八月二十二日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年八月一日

山梨県知事 横 内 正 明

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	市川三郷身 延線	南巨摩郡身延町車田字向田三四 二番の一地先から 南巨摩郡身延町車田字向田三四 三番の一地先まで	三〇・〇	平成二十五年八月一日

公 告

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年八月一日

- 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 申請のあった年月日 平成二十五年七月二十三日
 - 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

- 1 名称 特定非営利活動法人日本障害者アイデア協会
 - 2 代表者の氏名 本郷 隆之
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県北杜市長坂町大井ヶ森九百五十七番地百九
 - 4 定款に記載された目的
この法人は、障がい者及びその支援者（障がい者の家族・障がい者を支援する者等）から情報収集（主にアイデア情報の収集）を行い、収集された情報を広く社会に発信する事業を行い、障がい者の生活や地位の向上に寄与することを目的とする。
- 縦覧期間 平成二十五年七月二十五日から同年九月二十四日まで

● 社会福祉士及び介護福祉士法に基づく登録特定行為事業者の登録
社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十条第一項の規定により、次の者を登録特定行為事業者として登録したので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八の規定により公示する。

平成二十五年八月一日

山梨県知事 横 内 正 明

氏名又は名称	住 所	事 業 所		登録番号	登録年月日
		名 称	所在地		
社会福祉法人欣寿会	山梨県富士吉田市松山千六百十三番地	訪問介護事業 所芙蓉荘	山梨県富士吉田市松山千六百十三番地	一九二〇〇〇一	平成二十四年四月一日
セントケア山梨株式会社	山梨県甲府市大里町三千百三十一番地一	セントケア河口湖	山梨県南都留郡富士河口湖町船津二千九十一番地二	一九二〇〇〇二	
株式会社虹の郷	山梨県中巨摩郡昭和町西条三千七百九十八	虹の郷甲府	山梨県中巨摩郡昭和町西条三千七百九十八	一九二〇〇〇三	
ハートサーブス株式会社	山梨県南アルプス市藤田二	甲府ヘルパーステーション	山梨県甲府市住吉五丁目二	一九二〇〇〇	

社	千二百五十三番地一		十二番十四号	〇〇四
医療法人立史会	山梨県甲府市上阿原町千五百一十一番地	ノイエス訪問介護事業所	山梨県甲府市上阿原町千五百一十一番地	一九二〇〇〇〇五
有限会社グットケアー	山梨県甲府市住吉四丁目六番二十四号	有限会社グットケアー住吉ヘルパーステーション	山梨県甲府市住吉三丁目二番十一番十六号	一九二〇〇〇〇〇六
社会福祉法人三富福祉会	山梨県山梨市三富川浦平二千二百三番地	サポートセンター八口八口	山梨県山梨市小原東千三百九番地一	一九二〇〇〇〇〇七
社会福祉法人笛吹市社会福祉協議会	山梨県笛吹市八代町南九百十七番地	笛吹市社会福祉協議会訪問介護事業所	山梨県笛吹市八代町南九百十七番地	一九二〇〇〇〇八
ハートサービス株式会社	山梨県南アルプス市藤田二千二百五十三番地二	南アルプスヘルパーステーション	山梨県南アルプス市下今諏訪三百九十八番地七	一九二〇〇〇〇〇
合同会社ぱくとな	山梨県韮崎市大草町若尾七十二番一号	ケアサービスぱくとな	山梨県韮崎市大草町若尾七十二番一号	一九二〇〇〇〇二
社団法人山梨勤労者医療協会	山梨県甲府市宝一丁目九番一号	ヘルパーステーションあらかさ	山梨県南アルプス市桃園三百七十七番地二	一九二〇〇〇〇四
特定非営利活動法人広	東京都小平市小金井南町一	ライフサポートひかり	山梨県甲斐市篠原二千六百	一九二〇〇〇〇

域協会	丁目十八番二十五号NR花小金井駅前一階A一号室		七十番地一号エントランス室	〇一五
社団法人山梨勤労者医療協会	山梨県甲府市宝一丁目九番一号	ヘルパーステーションほほえみ	山梨県笛吹市石和町広瀬六百二十三番地	一九二〇〇〇〇一六
社団法人山梨勤労者医療協会	山梨県甲府市宝一丁目九番一号	ヘルパーステーションやすらぎ	山梨県甲斐市富竹新田四百一十番地四	一九二〇〇〇〇一七
ケアワークス有限会社	山梨県甲府市下石田二丁目一番二十四号	ケアワークス山梨訪問介護事業所	山梨県甲府市下石田二丁目一番二十四号	一九二〇〇〇〇一八
社会福祉法人山梨ライフトハウス	山梨県甲府市下飯田二丁目十番一号	ヘルパーステーション青い鳥	山梨県甲府市下飯田一丁目十番二十二号	一九二〇〇〇〇一九
株式会社あつとけあ	山梨県笛吹市石和町山崎百二番地二	あつとけあヘルプ	山梨県笛吹市石和町山崎百二番地二	一九二〇〇〇〇二〇
有限会社あいケアサービス	山梨県甲府市心経寺町四百七十番地一	あいケアサービス	山梨県甲府市心経寺町四百七十番地一	一九二〇〇〇〇二一
社団法人山梨勤労者医療協会	山梨県甲府市宝一丁目九番一号	ヘルパーステーションすずかけ	山梨県甲府市丸の内二丁目九番二十八号勤医協駅前ビル四階	一九二〇〇〇〇二二
社会福祉法人南アルプ	山梨県南アルプス市寺部六	南アルプス市社会福祉協議	山梨県南アルプス市寺部六	一九二〇〇〇〇

入市社会福祉協議会	百五十九番地	会訪問介護事業所	百五十九番地	〇二三	
社会福祉法人富士河口湖町社会福祉協議会	山梨県南都留郡富士河口湖町小立二千四百八十七番地	富士河口湖町・鳴沢村訪問介護事業所	山梨県南都留郡富士河口湖町小立二千四百八十七番地	一九二〇〇〇〇二四	
有限会社在宅ケア・すずらん	山梨県笛吹市御坂町成田千八百二十八番地十三	在宅ケア・すずらん訪問介護	山梨県笛吹市御坂町蕎麦塚六百七十五番地	一九二〇〇〇〇二五	
合同会社オリオン	山梨県笛吹市八代町南六百七十九番地二	ヘルパーステーション	山梨県笛吹市八代町南六百七十九番地二	一九二〇〇〇〇二六	平成二十四年四月三日
社会福祉法人ぎんが福祉会	山梨県甲斐市竜王二百六十七番地	びゅー	山梨県甲斐市竜王二百六十七番地	一九二〇〇〇〇〇九	平成二十四年五月一日
医療法人銀門会	山梨県笛吹市石和町四日市場二千三十一番地の二十五	甲州訪問介護ステーション	山梨県笛吹市石和町四日市場二千三十一番地の二十五	一九二〇〇〇〇一一	平成二十四年六月一日
有限会社ケアサービス	山梨県甲斐市城東二丁目二十五番二十号	ヘルパーステーション 風見鶏	山梨県甲斐市城東二丁目二十五番二十号	一九二〇〇〇〇一三	平成二十五年一月十日
公益社団法人山梨県看護協会	山梨県甲斐市東光寺二丁目二十五番一号	ますほホームヘルパーステーション	山梨県南巨摩郡富士川町青柳町三千四百九十二番地	一九二〇〇〇〇二七	平成二十五年六月一日

● 土地改良区役員就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、龍岡土地改良区から次のとおり役員が就任した旨届出があった。
平成二十五年八月一日

山梨県知事 横内正明

役職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	斉藤 勝人	葦崎市龍岡町下條南割一一六一	平成二十五年六月二十三日
同	橋本 正武	下條東割五九七	同
同	土屋 雅五	下條東割九二一	同
同	望月 唯和	下條東割五二〇	同
同	横内 義光	下條南割一〇四三	同
同	野口 一	下條東割一四六四	同
同	田原 格	下條南割二二九〇	同
同	田原 敏男	下條南割二二九五	同
同	上野 和雄	下條南割一八五	同
同	野口 武彦	下條南割四三	同
同	井出 秀実	下條東割六七九	同
同	横内 金弥	下條東割四八九	同
同	田原 美成	下條南割二二六二	同
同	内藤 誠二	神山町北宮地九六一	同

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、楡形土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

平成二十五年八月一日

一 退任

山梨県知事 横内正明

役職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	功刀 孝雄	南アルプス市上今井三二九	平成二十五年三月二十八日
同	野田 正盛	同 吉田一三六一一	同
同	内藤 貴夫	同 曲輪田二八六五	同
同	長澤 眞儀	同 桃園五〇九	同
同	相川 良平	同 下市之瀬二二六	同
同	保坂 正裕	同 曲輪田一一五三	同
同	内藤 眞	同 上宮地二二四六	同
同	石川 聰	同 上宮地一三二五	同
同	内藤 俊	同 山寺三七五	同
同	佐久間信一	同 小笠原一八六〇	同
同	加藤 實	同 桃園一六八七	同
同	山王 和徳	同 桃園三六五	同
同	相原 豊	同 桃園七六三	同
同	築野 光男	同 上今井九六六	同

二 就任

役職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	齊藤 哲夫	南アルプス市沢登七二四	平成二十五年三月二十九日
同	名取 優	同 沢登一四	同
同	内藤 俊	同 山寺三七五	同
同	内藤 政勝	同 曲輪田二八六九	同
同	横小路 淳一	同 上宮地一四一一	同
同	塩沢 勲	同 上今井九二	同
同	齋藤 敏夫	同 吉田一一一	同
同	花輪 昭利	同 十五所七四	同
同	沢登 寛彦	同 十五所七九四	同
同	名取 優	同 沢登一四	同
同	佐野 昇	同 沢登六七〇一	同
同	齊藤 哲夫	同 沢登七一四	同
同	内藤 二郎	同 曲輪田一三〇五	同
同	金丸 隼人	同 曲輪田二〇八三	同
同	野田 和彦	同 桃園一九九三	同
同	名取 史郎	同 沢登四〇四	同

同右
を

警察官採用選考

同右

同右

同右	同右
----	----

に改める。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

● 平成二十五年山梨県民間企業等職務経験者職員採用試験の実施について

平成二十五年山梨県民間企業等職務経験者職員採用試験を次のとおり実施する。

平成二十五年八月一日

山梨県人事委員会

委員長 小 俣 二 也

1 試験職種及び採用予定人員等

試験職種	採用予定人員	職務内容等
総合土木	3名程度	主に道路、河川、都市計画、農業農村整備等の事業に関する企画、設計、施工管理等の業務に従事する。高度の知識・経験を必要とする業務を行う技師又は主任として採用する。

2 受験資格

次の(1)～(3)の全てを満たす者

- (1) 昭和29年4月2日以降に生まれた者
- (2) 学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は人事委員会がこれと同等以上の学力があると認める者
 - ※ 「これと同等以上の学力があると認める者」については、山梨県職員の給与に関する規則(昭和32年山梨県人事委員会規則第7号)別表第四の「一 大学卒」中「六 大学四卒」に規定する学歴免許等の資格を有する者とする。
- (3) 大学卒業等の後の民間企業等における職務経験を5年以上(平成25年3月末現在)有する者
 - ア 「民間企業等における職務経験」には、民間企業の従業員、自営業者等として1年以上継続して就業した期間が該当し、職務経験が複数の場合は通算できるものとする。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一の職歴に限るものとする。
 - イ 独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法第13条第1項第4号に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動(当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練を含む。)に1年以上継続して参加した期間は含むことができる。
 - ウ 国家公務員法及び地方公務員法に定めるすべての公務員としての職務経験は含まない。

ただし、次のいずれかに該当する者は、受験できない。

- ア 日本国籍を有しない者
- イ 地方公務員法第16条に該当する者(以下のいずれかに該当する者)
 - ・ 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)
 - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 山梨県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験案内掲載日、受付期間、受付時間及び受付方法

- (1) 試験案内掲載日（山梨県/職員採用サイトに掲載）
平成25年8月16日（金）
- (2) 受付期間
 - ・平成25年8月16日（金）から平成25年9月6日（金）まで
 - ・平成25年9月6日（金）は、午後5時15分までに正常に受信したものに限り受け付ける。
- (3) 受付時間
期間中常時受付
- (4) 受付方法
インターネットによるものとする。

4 試験日及び試験会場

区 分	試 験 日	試 験 会 場
第1次試験	平成25年9月22日（日） (受付時間)午前8時30分から 午前8時50分まで	山梨学院大学 (甲府市酒折二丁目4-5)
第2次試験	第1回 平成25年10月20日（日）	山梨県職員研修所 (甲府市住吉二丁目1-17)
	第2回 平成25年11月2日（土）又は 平成25年11月3日（日）のい ずれか指定する1日	
第3次試験	平成25年11月24日（日）	

5 試験方法

区分	試験種目	内 容
第1次試験	教養試験 【試験時間120分】	公務員として必要な一般的知識及び知能について、五肢選択式による大学卒業程度の筆記試験を行う。 出題数は40題とする。 【出題分野】 知能分野－文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈 知識分野－社会科学、人文科学、自然科学
第2次試験	人物試験Ⅰ・Ⅱ	公務員として職務遂行に必要な素質及び適性を有するかどうかについて検査を行う。
		社会性、貢献度、指導性等について集団討論を行う。
		表現力、積極性、創造性等について個別面接を行う。
第3次試験	論文 【試験時間90分】	文章による表現力、構成力、課題に対する理解力等について記述式による試験を行う。（第2次試験日に実施する。）
	人物試験Ⅱ	表現力、積極性、創造性等について個別面接を行う。
資格調査		受験資格の有無、申込書記載事項の真否について調査を行う。

※ 第1次試験は活字印刷文（活字の大きさは10ポイント）により出題する。

※ 論文は第2次試験日に実施するが、第3次試験として評価するので、第2次試験合格者のみ採点する。

なお、第2次試験日に論文を受験しなかった場合、試験を放棄したものとみなし、第2次試験は不合格とする。

6 合格者の発表

(1) 合格発表日

- ア 第1次試験合格者発表 平成25年9月27日（金）
- イ 第2次試験合格者発表 平成25年11月15日（金）
- ウ 最終合格者発表 平成25年11月29日（金）

(2) 合格発表の方法等

各試験の合格発表は、県庁の掲示板に受験番号を掲示するとともに合格者に書面で通知する。また、掲示内容は掲示後、山梨県/職員採用サイトに掲載するものとする。

7 給与

採用試験に合格し採用される者の初任給（地域手当を含む。）は、例えば、30歳で民間企業等の職務経験が8年である場合、222,000円程度である。

このほか、通勤手当、住居手当、扶養手当、期末・勤勉手当等が支給要件に応じて支給される。

8 その他

- (1) 教養試験の例題及び正答番号並びに人物試験Ⅱ集団討論及び論文の課題の出題例は、山梨県/職員採用サイト及び山梨県県民情報センターにおいて閲覧等の用に供するものとする。
- (2) 詳細は、「平成25年度山梨県民間企業等職務経験者職員採用試験案内」による。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番